



ながasaki

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <http://www.shaho-nagasaki.or.jp/>



長崎の夜景

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 「賞与支払届」の届出はお済みですか? 2
- 社会保険事務手続きQ&A 3
- 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています 3

全国健康保険協会 長崎支部

- 出産手当金について 4
- 第三者行為による傷病届（労災の適用）について 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 社会保険事務講習会のお知らせ 6
- ライフステージにおける「出産・育児・介護」に関する講習会のお知らせ 6
- 社会保険ボウリング大会のお知らせ 7
- 健康啓発DVDを貸し出します 7
- 社会保険健康ウォーキング大会が開催されました 7
- 職場の健康づくりを応援します 8
- 保健師による健康相談室の開設 8

回覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業所内で回覧をお願いいたします。

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の届出はお済みですか？



賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄（不支給1）に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

- 資格取得月（資格取得日以降）に支払われた賞与は保険料賦課の対象となりますが、資格喪失月に支払われた賞与は保険料賦課の対象とはなりません。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものであれば対象となります。

- 健康保険では、資格喪失月であっても資格喪失日の前日までに支払われた賞与については、標準賞与額として決定し標準賞与額の累計額（年度の累計額573万円）に含めますので、該当する被保険者の方の賞与額等の記入忘れにご注意ください。

- 育児休業等による保険料免除期間に支払われた賞与や資格喪失月に支払われた賞与（保険料賦課の対象とならない賞与）についても標準賞与額として決定し、年度の累計額に含めることになっています。そのため、同一年度内における協会けんぽ管掌の健康保険被保険者期間中に決定された標準賞与額の累計額が573万円を超えたことがわかった場合は、被保険者の申出に基づき「健康保険 標準賞与額累計申出書」をご提出ください。

- 標準賞与額の累計額が573万円を超え申出書を一度提出した場合で、その後同一年度内に賞与が支払われた場合は、その都度、申出書をご提出いただく必要があります。申出書の提出により、標準賞与額の訂正及び保険料の充当又は還付処理を行います。



社会保険事務手続き

Q & A



Q

雇用保険の失業等給付を受けますが、
給付制限期間中は被扶養者になれますか？

A

自己都合等で離職した場合、失業等給付受給までの1カ月から3カ月は給付制限期間中のため失業等給付を受けられませんので、その間は被扶養者になることができます。給付制限期間が終わり、失業等給付を受けると、主として被保険者の収入により生計が維持されているとは認められませんので、必ず扶養削除の手続きを行ってください。

ただし、雇用保険の失業等給付を受給している間で基本手当日額が3,612円未満《5,000円未満》の場合は、失業等給付受給期間中であっても被扶養者になることができます。

なお、失業等給付の受給の有無に関わらず、他に収入（年金、傷病手当金、家賃、不動産収入等）があり、年間収入（※）が130万円（日額3,612円）《180万円（日額5,000円）》以上の人は被扶養者になることはできませんので、ご注意ください。

（※）年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。

【例】60歳未満（障害なし）

遺族年金90万円

失業等給付の基本日額3,000円 の場合

遺族年金の日額は90万円÷360（日）＝2,500円となります。

失業等給付の基本日額とあわせると日額5,500円となり、3,612円以上となりますので被扶養者になることはできません。

※《 》は60歳以上または障害厚生年金を受給できる程度の障害のある人の場合
◎詳しくは、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています

国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象になります。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までに国民年金保険料を納付された方は、11月上旬に、令和元年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方には、翌年の2月上旬に、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

国民年金保険料を納付された方は、年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。



出産手当金について

～出産のため仕事を休んだときに～

出産手当金とは、被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときの休業の保障です。「**出産手当金支給申請書**」に事業主と医師の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

I. 支給を受ける条件

● 出産手当金は、次の条件をすべて満たしたときに支給を受けることができます。

① 被保険者であること(被扶養者の出産は対象となりません)

② 妊娠4か月(85日)以上の**出産**※であること

※早産・流産・死産・人工妊娠中絶も含まれます

③ 産前・産後期間中に仕事を休み、事業主から給与の支給を受けていないこと

※休んでいる期間中、給与の一部を受けている場合は、出産手当金の額から、支給されている給与の1日相当額を差し引いた額が支給されます。なお、支給されている給与の1日相当額が出産手当金の額を上回る場合は、その期間につき出産手当金は支給されません。



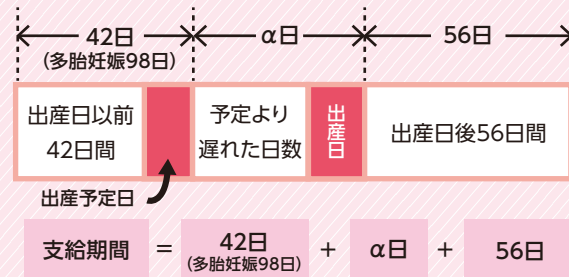
II. 出産手当金が支給される期間

● 「**出産日**(出産が予定日以後のときは**出産予定日**)以前42日(多胎妊娠の場合98日)」から「**出産日後56日目**」までの範囲です。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

◎ 出産予定日または**出産予定日**より早く**出産**した場合



◎ 出産予定日より遅れて**出産**した場合



III. 出産手当金の支給額の計算方法

● 支給開始日以前に12か月の標準報酬月額がある場合

$$1日当たりの金額 = \left(\frac{\text{支給開始日※以前の継続した12か月の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30日} \right) \times \frac{2}{3}$$

※支給開始日とは、一番最初に出産手当金が支給された日のことです。

● 支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合

● 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

● 30万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

を比べて少ないほうの額を使用して計算します。

第三者行為によってけが等をしたとき

交通事故や喧嘩など、第三者の行為による負傷で、健康保険を使用して治療を受けたときには「**第三者行為による傷病届**」を協会けんぽにご提出ください。届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日、できるだけ早く届書のご提出をお願いします。

※第三者の行為による負傷でも健康保険を使い治療を受けることができますが、本来、加害者側が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うことになり、後に被害者に給付した額を相手側に損害賠償金として請求します。その際に「第三者行為による傷病届」が必要となります。



第三者行為とは

- 相手方がいる交通事故
- 同乗していた車やバイクが事故を起こしたことでけがをした場合
- ケンカ等、暴力を振るわれてけがをした場合
- 他人の飼っている動物に咬まれてけがをした場合
- 飲食店等で食中毒になった場合 等



健康保険と労災保険について



業務中や通勤または帰宅途中にけがをした場合は健康保険を使用することができません。



業務中や、通勤または帰宅途中のけがは労災保険の適用となります。

下記のような場合でも、労災保険の適用となるため健康保険証は使用できません。

- 業務中に転倒し骨折したが、パート・アルバイト(学生)なので保険証を利用するように言われた。
- 通勤途中の事故だけど、軽いけがまたは自損事故だから保険証を使いたい。
- 業務中の事故だったが、勤務先に迷惑がかかるから、労災保険は使いたくない。
- 営業中に私用車(自家用)を運転していてけがをしたので、保険証で受診しようと思う。



※ 業務中・通勤または帰宅途中でのけがに該当するか判断が難しい場合は、勤務先を管轄する労働基準監督署へご相談ください。



負傷原因の照会のお願い

協会けんぽでは、健康保険を使用してけがの治療をされた場合、「業務中や通勤途中でけがをされていないか」「第三者による行為でけがをされていないか」等を判断するために、加入者の皆様へけがの原因を文書で照会させていただくことがあります。大変お手数ですが、照会があった際には必ずご回答いただきますようご協力をお願いいたします。



〒850-8537
長崎市大黒町 9-22 大久保大黒町ビル本館 8 階
電話：095-829-6000
(受付時間 / 平日 8:30 ~ 17:15)

協会けんぽ長崎 検索

メルマガ無料配信中



協会けんぽ長崎支部キャラクター
尾まがり猫家族



社会保険事務講習会のお知らせ

社会保険制度の仕組みや社会保険と年金の適用・給付に関する事務手続きについての講習会です。多数のご参加をお待ちしております。



開催日	会場	定員
令和2年2月 5日（水）	アルカスSASEBO（佐世保市三浦町）	100名
令和2年2月13日（木）	諫早商工会館（諫早市高城町）	100名
令和2年2月18日（火）	長崎商工会議所（長崎市桜町）	100名
令和2年2月28日（金）	杵岐文化ホール（杵岐市郷ノ浦町）	30名

● 受付 12:50
● 開会 13:10
● 終了 16:15
(長崎、佐世保、諫早会場)

● 受付 12:50
● 開会 13:00
● 終了 15:45
(杵岐会場)

- ◆ **対象者** 事業所の社会保険事務担当者の方。受講を希望される方。
- ◆ **テーマ** 社会保険と年金の適用・給付実務
- ◆ **参加費** 無料。(非会員事業所の方は資料代等として3,000円ご負担ください)
- ◆ **お申込** 申込書にご記入いただきFAXでお申し込みいただくか社会保険協会のホームページよりメールでお申込みください。詳細は後日ご案内します。
(FAX、メールは返信します)

社会保険事務講習会 参加申込書

※希望会場に○を付してください。

参加希望会場	1. 佐世保	2. 諫早	3. 長崎	4. 杵岐
参加者氏名				
事業所名 事業所の所在地	〒 -			
	電話 ()		返信するFAX ()	

※複数参加も可

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外に使用しません。

ライフステージにおける「出産・育児・介護」に関する講習会のお知らせ

開催日	会場	定員
11月20日（水）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）	100名

● 受付 13:00
● 開会 13:20
● 終了 16:00

- ◆ **参加費** 無料。(非会員事業所の方は資料代等として3,000円ご負担ください)
- ◆ **お申込** 申込書にご記入いただきFAXでお申し込みいただくか社会保険協会のホームページよりメールでお申込みください。詳細は後日ご案内します。
(FAX、メールは返信します)
- ◆ **講師** 特定社会保険労務士 田川智砂子



「出産・育児・介護」に関する講習会 参加申込書

※定員になり次第締め切ります。

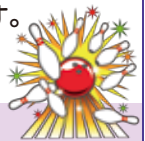
参加者氏名				
事業所名 事業所の所在地	〒 -			
	電話 ()		返信するFAX ()	

※複数参加も可

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外に使用しません。

社会保険ボウリング大会のお知らせ

地区名	長崎南	長崎北	佐世保	諫早
日 時	12月6日(金) 18:15開会	12月10日(火) 18:15開会	12月1日(日) 10:15開会	12月3日(火) 18:15開会
場 所	長崎ラッキーボウル	長崎ラッキーボウル	西肥シルバーボウル	諫早パークレーン
申込期限 (定員)	11月22日(金) 20チーム	11月22日(金) 20チーム	11月15日(金) 18チーム	11月15日(金) 18チーム
※事業所の所在地地区にご参加ください。定員になり次第締め切ります。				
参加資格	協会会員事業所に勤務されている方			
チーム編成	1チーム3名(男女問わず)※1事業所2チームまで			
競技方法	〔団体戦〕一人2ゲーム、チームの合計点で順位を決定。 ※全チームに賞品を準備いたします。 〔ハンディ〕女性は1ゲームにつき20点加算。 〔個人賞〕飛び賞を準備しております。			
参加費	1チーム 1,500円 大会当日徴収します。			
県大会	各地区上位3チームは令和2年1月19日(日)に開催する県大会に出場していただきます。(参加費無料)			



社会保険ボウリング大会参加申込書

※ご希望地区に○印を付してください。

会 場	長崎南地区	長崎北地区	佐世保地区	諫早地区
事業所名 事業所の所在地	〒 - () -			
参加者氏名	代表者携帯 () - 男・女	男・女	男・女	男・女

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外に使用しません。

健康啓発DVDを貸し出します



健康啓発DVD借用申込書

借 用 物	番号	タイトル	番号	タイトル
番号に○印を付してください	1	はじめてのウォーキング&ジョギング	3	Good-Bye ストレス
	2	若々しい体をキープ エクササイズ&ダイエット	4	正しく知れば怖くない がんのお話
借 用 期 間	自 令和 年 月 日から 至 令和 年 月 日まで希望する		視聴者人員 (予定) 名	
借用事業所名 所在地	〒 - (印)		電話番号 - - 担 当 者	



社会保険健康ウォーキング大会が開催されました

令和元年10月5日(土)長崎市野母町アレガ軍艦島周辺ウォーキングコース、令和元年10月12日(土)東彼杵郡川棚町大崎半島ウォーキングコースにおいて61名ご参加いただきました。みなさまお疲れさまでした。



一般財団法人長崎県社会保険協会

〒852-8118 長崎市松山町4-52 団本社ビル5階

電話 095-844-7120

FAX 095-843-0449

無料

職場の健康づくりを応援します

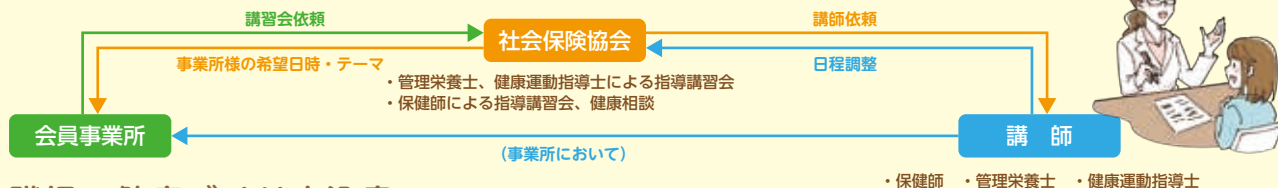
職場で働く皆様の健康管理と健康の保持・増進のサポートをいたします。お気軽にお申込みください。

健康づくり指導講習会

保健師、管理栄養士、健康運動指導士による講習会

保健師による健康相談

健康診断の結果に基づく個別の健康相談



職場の健康づくり申込書

希望年月日	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	参加人数	名
希望項目 ○を付してください	1. 保健師による指導講習会 3. 健康運動指導士による指導講習会 2. 管理栄養士による指導講習会 4. 保健師による健康相談		
事業所名	担当者		
事業所所在地	〒 - 電話 ()		

保健師による健康相談室の開設

無料

◆場所 川棚大崎温泉「しおさいの湯」 ☎0956-82-6868

◆実施時間 第2・第4日曜日 午前11:30～14:00

※止むを得ず、開設日が替わることがあります。「しおさいの湯」にお電話でご確認ください。



令和元年12月・令和2年1月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、杵岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。

相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎県の社会保険
事業概要

令和元年8月現在

事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
健康保険	22,893	271,758
船員保険	273	3,256
厚生年金保険	23,003	289,084
		253,678

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町 3-1 ☎095-825-8707			
開設日	時 間	市町名	場 所
12月12日(木)	9:00～15:00	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
12月17日(火)	14:00～17:00	五島市	奈留支所 2階 会議室
12月18日(水)	9:00～10:00	五島市	奈留支所 2階 会議室
12月18日(水)	9:00～16:00	五島市	五島市役所 会議室
12月19日(金)	9:00～15:00	五島市	五島市役所 会議室
1月15日(水)	9:00～15:00	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
1月16日(木)	9:00～12:00	新上五島町	若松支所 会議室
1月22日(水)	9:00～16:00	五島市	五島市役所 会議室
1月23日(木)	9:00～15:00	五島市	五島市役所 会議室

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町 4-22 ☎095-861-1354			
開設日	時 間	市町名	場 所
12月 5日(木)	11:00～15:00	西海市	大瀬戸コミュニティセンター
12月11日(水)	14:00～17:00	対馬市	中対馬振興部
12月12日(木)	9:00～15:00	対馬市	上対馬総合センター
12月19日(木)	10:30～17:00	杵岐市	芦辺庁舎別館 会議室
12月20日(金)	9:00～14:00	杵岐市	芦辺庁舎別館 会議室
1月 9日(木)	11:00～15:00	西海市	大島総合支所 会議室
1月22日(水)	13:30～17:00	対馬市	美津島行政サービスセンター 別館 2階
1月23日(木)	9:00～16:00	対馬市	対馬市役所 別館 会議室
1月30日(木)	10:30～17:00	杵岐市	石田改善センター
1月31日(金)	9:00～14:00	杵岐市	石田改善センター

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町 2-37 ☎0956-34-1189			
開設日	時 間	市町名	場 所
12月 3日(火)	10:00～15:00	平戸市	平戸市役所
12月 5日(木)	10:00～15:00	松浦市	松浦市役所
12月10日(火)	10:00～15:00	平戸市	平戸市役所
12月17日(火)	10:30～15:00	平戸市	生月支所
12月19日(木)	10:00～15:00	松浦市	松浦市役所
12月24日(火)	10:00～15:00	平戸市	平戸市役所
1月 7日(火)	10:00～15:00	平戸市	平戸市役所
1月 9日(木)	10:00～15:00	松浦市	松浦市役所
1月15日(水)	13:00～16:30	佐世保市	宇久行政センター
1月16日(木)	8:30～12:00	小値賀町	小値賀町役場
1月21日(火)	10:00～15:00	平戸市	平戸市役所
1月23日(木)	10:00～15:00	松浦市	松浦市役所
1月28日(火)	10:00～15:00	平戸市	平戸市役所

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町 47-39 ☎0957-25-1662			
開設日	時 間	市町名	場 所
12月 4日(水)	10:00～15:00	川棚町	中央公民館
12月11日(水)	10:00～15:00	南島原市	深江支所 会議室
12月18日(水)	10:00～15:00	島原市	三会出張所
12月25日(水)	10:00～15:00	南島原市	有家支所 会議室
1月 8日(水)	10:00～15:00	東彼杵町	総合会館
1月15日(水)	10:00～15:00	南島原市	西有家庁舎 相談室
1月22日(水)	10:00～15:00	島原市	三会出張所

